

平成30年度 東村山市社会福祉協議会助成事業 応募要領

ボランティアや市民活動の開発・発展を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめるために、主に市内で福祉活動に取り組んでいる当事者団体・市民活動団体に、活動資金を助成します。

助成金の種類	1 当事者団体助成 2 地域福祉活動助成 3 ふれあい・いきいきサロン運営費助成
説明会	平成30年2月1日(木) 会場;社会福祉協議会 地域福祉活動室 ★地域福祉活動助成…午前10時～11時30分 ★ふれあい・いきいきサロン運営費助成…午後1時30分～3時
応募受付期間	平成30年2月1日(木)～16日(金) ※土・日・祝日を除く
応募方法	各助成とも指定の申請書により応募してください ※提出された書類は、社会福祉協議会個人情報保護規程により管理し、助成決定のための審査以外には使用いたしません
審査および結果	社会福祉協議会助成審査会で厳正な審査の上、平成30年4月末日までに結果を直接各応募団体に通知する予定です
実績報告	助成を受けた団体は、活動終了後は決められた日までに報告をしていただきます

※申請は1団体1種類の助成に限ります。

※申請の期間中、個別相談に応じます。事前に電話でご予約ください。(土・日・祝日を除く)

この助成は、市民の方から寄せられる「歳末たすけあい募金」の配分金、「社会福祉協議会会費」及び「社会福祉協議会への寄付金」を主な財源としています。

事業実施にあたっては、広報紙・チラシなどへ、社会福祉協議会の助成金を受けて実施していることの掲載をお願いします。



社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

担当：まちづくり支援係

〒189-0022 東村山市野口町1-25-15 Tel (394)6333 FAX(393)0411
URL <http://hm-shakyo.or.jp> メール soumu@hm-shakyo.or.jp

1 ふれあい・いきいきサロン運営費助成

地域の住む高齢者、障害者、子育て中の親子が孤立せず、健康を維持し生きがいを持って暮らせるよう、身近な場所で定期的にふれあい・いきいきサロン活動を行っている団体に助成します。

(1) 応募資格

高齢者・障害者・子育て中の親子等を対象に、身近な場所で定期的に（月1回以上）ふれあい・交流活動の場を非営利で提供する市民団体で、構成員（参加者と運営するボランティア）がおおむね10名以上であること。

(2) 助成金額

- ①活動基本額 1団体、上限20,000円
- ②活動保険料 「ふれあい・いきいきサロン保険」に加入する場合、保険料の半額を助成
- ③会場使用料 サロン開催に必要な会場使用料の1回あたり500円を上限として助成
- ④新規サロン サロンを新設する団体に、初年度に限り20,000円を助成

(3) 申請書配布・提出期間

平成30年2月1日（木）～16日（金）まで ※午前9～午後5時（土・日・祝は除く）

(4) 説明会（全サロン対象）

平成30年2月1日（木）午後1時半～3時 会場；社会福祉協議会 地域福祉活動室
※平成31年度からの変更点について説明がありますので必ずご出席ください。

(5) 申請書類

- ◇助成金交付申請書（所定書式） ◇事業計画書（所定書式） ◇収支予算書（所定書式）
- ◇ふれあいサロン傷害保険申込書、保険料（サロン保険をかける団体のみ）

(6) 実績報告

年度終了後(3月31日)1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。
東京都共同募金会に報告する「ありがとうメッセージ」も合わせてご提出ください。



ふれあい・いきいきサロンとは……

「ふれあい・いきいきサロン」とは、高齢者・障害者・子育て中の親子等を対象に、歩いていける場所でボランティアと参加者が共同で企画・運営していく仲間づくりの場です。

地域で孤立することなく、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」参加でき、そこで一緒にお茶を飲んだり食事をしながら交流することにより、地域でいきいきと元気に暮らしていただけることを目的としています。

但し、特定の方を対象とした趣味活動などは助成の対象から除外させていただいています。

※活動内容が助成に該当するか不明な時は事前にご相談ください。



2 地域福祉活動助成

地域での高齢者・障害者・児童の支援、交流活動や見守り活動、地域への社会貢献活動などに取り組んでいるNPO・市民活動団体、ボランティアグループ等の新規事業、活動充実・発展に資する事業に助成します。

(1) 応募資格

市民を対象として主体的、自発的活動に取り組んでいるボランティアグループ・NPOなど非営利の市民活動団体であること。また年間事業計画、予算にもとづいて活動している団体であること。助成金の説明会とプレゼンテーション（計画説明）に参加できること。

(2) 助成対象事業

上記団体が行う市民を対象とした次のいずれかの非営利の事業に助成します。

- ◇高齢者・障害者の支援活動、見守り活動
- ◇認知症、寝たきり予防活動
- ◇育児・子育て支援活動
- ◇福祉啓発・学習活動
- ◇社会参加・生きがい支援活動
- ◇高齢者、障害者、児童との交流活動
- ◇その他

(3) 助成金額

① 1事業につき、100,000円を上限として助成

② 同一事業は、原則3か年を限度とする。

※審査により助成の可否及び助成金額を決定します。



(4) 説明会

平成30年2月1日（木）午前10時～11時30分 会場；社会福祉協議会 地域福祉活動室

※応募に当たっては説明会およびプレゼンテーションに必ず参加してください

(5) 申請書類

- ◇助成金交付申請書（所定書式）
- ◇事業計画書（所定書式）
- ◇事業収支予算書（所定書式）
- ◇事業の企画書など



(6) プレゼンテーション

平成30年3月6日（火）午後1時30分～3時30分（説明会で日時をお知らせいたします）

※助成審査会委員に各団体5分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。

※プレゼンテーションに参加できなかった団体には助成できません。

(7) 実績報告

事業が終了した日または事業年度終了(3月31日)から1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。

3 当事者団体助成

市内の障害者団体などが活動をさらに活発に行っていただくことにより、障害への理解や福祉の啓発を行うことを目的に、団体へ助成金を交付します。

(1) 応募資格

市内を中心に活動している障害者など本人および家族を主体とした団体で、会則・会員名簿を有し、10名以上の会員がいる団体であること。また、総会など意志を決定する場を持ち、年間事業計画および予算にもとづいて活動している団体であること。

(2) 助成金額

①活動基本額 1団体あたり25,000円

②加算額 会員1名あたり200円（ただし、会員として計算する人数は、市内に住所を有する障害者など本人および家族とする）

※①活動基本額、②加算額を合わせて80,000円を助成上限額とする。

※助成額は会の予算の1/2以内とする。

(3) 申請書配布・提出期間

平成30年2月1日（木）～16日（金）まで ※午前9～午後5時（土・日・祝日は除く）

(4) 申請書類

◇助成金交付申請書（所定書式）

◇事業計画書および会員の状況（所定書式）

◇収支予算書（案）（所定書式）

◇会員名簿

提出していただいた名簿は、東村山市社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づいて管理し、助成確定後に破棄いたします。

(5) 実績報告

年度終了(3月31日)後1か月以内に、所定の報告書により事業及び決算の報告をしてください。



社会福祉協議会（社協）は…

事業に協賛・協力していただける方に会員となっただき

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

個人でもグループでも会員になることができます。

まだ会員になっていない方・団体は、ぜひご加入ください。

